

平成25年第5回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成25年12月19日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月19日午後2時0分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎                      2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男                      4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み                      6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生                      8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      10 番 下 中 一 郎</p> <p>11 番 繁 田 智 子                      12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      山 中 淳 史</p> <p>教 育 長                      森 井 恵 治</p> <p>会 計 管 理 者                      瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長）                      大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長）                      今 村 雅 勇</p> <p>理事（都市建設課長）                      植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長）                      西 本 勉</p> <p>税 務 課 長                      経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長                      城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長                      上 田 武 司</p> <p>福 祉 課 長                      塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      島 野 千 洋</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹                      田 中 裕 美</p> <p>主 任                      竹 村 恵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	第1号に同じ
<p>議 員 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>発議第12号 介護保険制度における新たな地域支援事業 の導入に係る意見書（案）</p> <p>発議第13号 給付制奨学金の実現と学費無償化を進める</p>

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>ことを求める意見書（案）          発議第14号 安心して介護が受けられるために、介護の          拡充を求める意見書（案）          発議第15号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 25 年 第 5 回 ( 1 2 月 )  
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 25 年 12 月 19 日 (木)  
午後 2 時 開 議

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 69 号 | 平成 25 年度平群町一般会計補正予算 (第 3 号)<br>について (総務建設委員長報告) |
| 日程第 2 | 発議第 12 号 | 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入<br>に係る意見書 (案)            |
| 日程第 3 | 発議第 13 号 | 給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを<br>求める意見書 (案)            |
| 日程第 4 | 発議第 14 号 | 安心して介護が受けられるために、介護の拡充を<br>求める意見書 (案)            |
| 日程第 5 | 発議第 15 号 | 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書 (案)                           |
| 日程第 6 |          | 委員会の閉会中の継続調査の件                                  |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、平成 25 年平群町議会第 5 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第 1 議案第 69 号 平成 25 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）  
について

を議題といたします。

本案については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。山田総務建設委員長。

○総務建設委員長（山田仁樹）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る 12 月 10 日に開催されました平群町議会第 5 回定例会の本会議において総務建設委員会に付託を受けました議案第 69 号 平成 25 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）についての審査内容並びに結果を報告いたします。

今回の補正で、歳出で主なものは、企画費では用地先行取得会計繰出金の増額、防災諸費で総合スポーツセンターの防災機能強化に向けた施設整備に係る予算措置、老人福祉費ではかしのき荘駐車場整備に係る予算措置、児童福祉費では児童福祉総務費で子ども・子育て支援新制度のシステム構築に係る予算措置、旧西保育所跡地整理に伴う土地購入費の予算措置、清掃費では緊急雇用創出事業を活用して実施する焼却灰処理計画策定事業の減額、廃棄物減量推進事業費では新たな容量のごみ指定袋作製に係る予算措置、幼保一体化施設建設事業費では園舎建設工事費の予算措置、小学校費では大規模改造事業費で新小学校用地購入費の予算措置、公債費では利子償還額確定に伴う減額を行います。

歳入で主なものは、国庫補助金では東小学校大規模改造事業に係る学校施設環境改善交付金の増額、国の経済対策として交付される地域の元気臨時交付金の予算措置、県補助金では児童福祉費県補助金で安心こども基金特別対策事業費県補助金の予算措置、衛生費県補助金では緊急雇用創出事業費県補助金の減額。町債では道路橋梁新設改良事業債の増額、小学校大規模改造事業債の減額、

新たに緊急防災・減災事業債、幼保一体化施設建設事業債の予算措置を行い、歳入不足分については、財政調整基金積立金の減額により収支の均衡を図ります。

その結果、20億2,955万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額は91億1,826万6,000円となります。

主な質疑では、総務費、防災諸費の測量設計委託料の内容について質され、現地の現況測量は完了し、その成果を受けて基本計画の作成中で、1月末には完成予定である。イメージとしては、太陽光パネルの設置、蓄電池等を計画しており、設計費として1,500万円の補正予算の計上を行った。基本計画がまとまり次第、議会に報告していくとの答弁がありました。

民生費、老人福祉費、工事請負費でかしのき荘の駐車場の整備内容について質され、駐車場が狭隘であることから拡張するもので、工事面積全体は250平方メートル、現在20台程度駐車できるが、新たに9台の増設工事を計画している。工事方法としては、植木を撤去、抜根して整地、西側の奥も整地していくとの答弁がありました。また、排水については、駐車場の北側中央付近に水路へ放出する勾配10%のVP管が入っており、雨が降っても水がたまることはない状態で、既に工事を完了しているとの答弁があわせてありました。

民生費、児童福祉総務費で旧西保育園の用地購入費が計上されているが、現在までの経緯と今後の活用方法について質され、西保育園の跡地については、廃園になってから10年経過してようやく地権者との合意が図れ、筆界未定地内の地籍の確定を行い、法務局への登記業務も同時に進めている。あわせて、土地を返還するに当たり、地権者の土地の一部で町道拡幅するため、用地購入費の補正を行った。今後の保育園の跡地整備については、原状に回復して返還する契約になっており、地権者と一定協議を行い、条件整備をしていくスケジュールで進めている。また、町有地については、下の田との高低差が約5メートルあり、面積は広いが有効面積はその半分もなく、利活用していくのは至難の業であるとの答弁がありました。

児童福祉総務費の子育て支援新制度のシステム構築に係る電算委託料の業務内容とスケジュールについて質され、子ども・子育て支援法に基づいて、保育にかかわって幼保一体化での短時間、中時間、長時間の時間数の認定、保育の需要の状況、手当関係も含めて把握し、総合的に国、県との連携を図っていくシステムとして統合してつくられていくものであり、詳細はまだ明確になっていないが、25年度中に補正を組んで、テスト期間を1年かけて実施してシステムの構築を行い、27年度幼保一体化に向け、スムーズな移行も含め、速やかに稼働できるものと判断をしており、今年度の補正を行うことで補助対象と

なり、県支出金で534万6,000円交付されるとの答弁がありました。

衛生費、塵芥処理費で、光熱水費の補正内容について質され、当初予算で2,058万円を計上していたが、料金算定根拠で、夏季料金が12.59円から15.34円で2.75円の増、その他季節の単価が11.53円から14.28円で2.75円の増、再生可能エネルギー発電賦課金で0.22円から0.35円で0.13円の増、燃料調整費で0.37円から1.27円で0.9円の増となり、電気料金が19.23%値上りしたことにより増額となったとの答弁がありました。

塵芥処理費の事業・業務委託料の減額補正の内容とごみ袋の作製について質され、焼却灰の処理事業で緊急雇用を活用した処理計画の立案を考えていたが、灰の処理に当たっては、専門的な知識が必要であり、緊急雇用で対応する業務にはそぐわないという結論になり、補助対象事業からは外し、町単費で実施設計を組んで環境整備をしていきたい。また、ごみ袋作製については、10リットル袋を単価6.64円で5万4,000枚を作製するとの答弁がありました。

土木費、道路新設改良費の財源変更の内容について質され、当初予算で7路線の地方債として充当率を70%で計算していたが、90%に上がったことにより、差額分970万円を財源変更として計上した。内容は町道7路線に係る舗装工事、LED化の事業であるとの答弁がありました。

教育費、事務局費の幼稚園就園奨励費補助金の増額内容について質され、当初83名分を計上していたが、申請者の増により認定見込み者数が92名あり、3月末までの転入見込み分を含めて123万8,000円の計上を行ったとの答弁がありました。

大規模改造事業費の財源変更の内容について質され、国庫補助金、地方債を含む財源変更と用地購入費の予算を組んでおり、大規模改造分として国庫補助金で5,212万7,000円の増、地方債では充当率を当初90%で見込んでいたが、起債申請の中で75%になり、その結果、当初の地方債2億9,840万円が2億1,460万円、8,380万円の減額となっている。今回補正の公有財産購入費では、起債充当率90%で4,310万円の地方債を予定しており、地方債では大規模改造事業に係る減額分、用地購入の増額分と合わせて、4,070万円の減額になるとの答弁がありました。

幼保一体化施設建設事業費で、延べ床面積が当初予定の2,000平方メートルから2,900平方メートルに1.5倍に増えた経緯について質され、当初は現幼稚園の園舎規模を想定していたが、その後、現場等々と意見交換を行い、その中で要望が出てきた必要な部屋を精査し公募した。それ以降は、具体の設計に入っていく段階で、現場と協議した結果、現在の2,900平方メー

トル程度の面積に増えたとの答弁がありました。

通園の問題、歩道橋の問題、職員駐車場の問題についての考え方について質され、通園バスについては、基本的には公共交通を利用していただきたいとの考えを持っているが、アンケート調査を行っており、その結果を踏まえて、今年度中に一定の結論を出していきたいとの答弁がありました。

歩道橋については、現場を確認した結果、さび、塗装が剥げている部分等、若干補修箇所があり、郡山土木と協議を行い、修繕していただくことになっているとの答弁がありました。

職員駐車場については、園に近いところで確保することが職員にとっては便利と考えるが、現在南小学校に若干空きスペースがあり、整備を行い、駐車場として利用する方向で考えていきたいとの答弁がありました。

造成工事、建築工事の一体発注について質され、開発に伴う調整池の関係があり、一体で発注することにより、経済的効果や工期も短縮することができ、合理的な建築ができるとの答弁がありました。

文化財の発掘調査状況について質され、現在、重機等の準備作業に入っており、来年1月早々には発掘調査に入れる状態で、本調査まで含めて3月には完成できると考えている。新園の建設に間に合わせるべく、発掘調査ができると認識しているとの答弁がありました。

討論では、幼保一体化施設については、建設場所、送迎時の交通渋滞、交通安全の問題や南保育園の存続を望む声も多くあり、施設そのものについて住民理解が得られていない。幼保一体化施設建設用地取得の予算が議会で可決され、既に土地を取得しており、さらに駅周辺事業関係で平群幼稚園の立ち退き時期が限定されていることもあり、現時点での建設はやむを得ないと考えている。施設の内容や建設費、また安全面に最大限配慮し、無駄なく建設することを強く求めたい。また、スポーツセンターへの防災拠点施設についても、具体的な計画を議会にも示していただき、ランニングコストも含めた詳細を説明されることを強く要望し、賛成したいとの討論がありました。

幼保一体化の施設については、これまでの経過を見ると、いろいろ落ち度がある。用地の選定から始まり、敷地面積も6,000平方メートルの予定が4,784平方メートルになっている。建築設計では、当初の2,000平方メートルの延べ床面積から2,900平方メートルに膨れ上がる中で、設計も何回か変更が重ねられてきている。交通手段の問題、職員の駐車場問題、歩道橋の問題など、まだ課題として残されたままであり、きちっとクリアしてから工事にかかるべきだと思っている。保育園に入りたいたいけれども入れない、待機されているお母さんが1日も早く整備をしていただきたいということを実に訴え

ておられており、いろいろな問題をきちんと協議し、クリアするという姿勢を堅持して、一刻も早く建設をしていただきたいという気持ちで賛成したいとの討論がありました。

本町の予算規模からすると、3分の1弱の大きい補正額で、本町の自主財源に匹敵する補正額であり、総合スポーツセンターの防災事業への転化、新園の建設ということで、その部分が多く占めている。特に、先行取得して事業化のめどが立っていない土地を交付税算入等、後年度の負担をできるだけ少なくしていく有利な方法で事業化する手法で、総合スポーツセンターに一大防災拠点を造っていく所要の予算であり、高く評価したい。新園については、高額な予算計上ではあるが、幼稚園と保育園が一体となることが決定されており、全国に先駆けて就学前の教育、保育を一律に公平にやっという強い姿勢のあらわれが示されている新園の設計図であり、予算であると思っている。そのため所要の予算計上がされており、賛成したいとの討論がありました。

議案第69号については、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けた議案の審査の内容と結果であります。よってここに報告いたします。

平成25年12月19日

総務建設委員会

委員長 山田 仁 樹

○議長

これより議案第69号 平成25年度平群町一般会計補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。窪君。

○8番

議案第69号 平成25年度平群町一般会計補正予算（第3号）には、意見を付して賛成の立場で討論をさせていただきます。

周知のとおり、平成25年度補正予算額は20億2,955万5,000円の増額補正となっております。公明党が一貫して取り組んでおります防災機能強化の一つとして、総合スポーツセンターの施設整備を初め、子ども・子育て



支援新制度のシステム構築に係る予算計上をされました。また、ごみ有料化に伴い、小さい容量のごみ指定袋の作製や東小学校の大規模改造事業による普通教室にエアコンの設置等、教育環境の整備に伴う予算計上もされていることについては評価したいと考えます。

しかしながら、幼保一体化施設の新園舎の子どもたちの安心安全確保の観点から、本年10月実施の幼稚園PTA本部新園応援隊のアンケート調査でも、62%の保護者の方がスロープの設置を要望されております。12月議会初日の質疑では、今回の新園についてはスロープ設置を考えてなく、エレベーターや非常階段、滑り台などで安全確保ができると答弁され、常時の移動は階段のみということです。もし、少し大きな地震や余震が発生したら、エレベーターは緊急停止する構造になっていると思われれます。そのとき、園児を初め、大人たちも階段でおりなければなりません。パニックになることは予測がつきます。また、現在はなさと保育園や平群町幼稚園はスロープを利用した生活をされておられます。そのような現状から子どもたちが安全に移動するためには、スロープの設置が必要と私は一貫して申し述べてまいりました。今後、子どもたちの安心安全を守るため、不測の事態に備えたスロープの設置も検討していただくと同時に、通園バス等の問題でも送迎時の交通渋滞による安全確保をするため、保護者が納得のいく結果を早期に出していただくよう意見を付して賛成いたします。

○議長

ほかございませんか。山田君。

○9番

議案第69号 平成25年度平群町一般会計補正予算（第3号）について、私も意見を付して、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

今回の補正予算は、幼保園の建設に関連するものと総合スポーツセンターの防災事業への転化が大きな部分でございます。総合スポーツセンターの防災事業への転化については、防災機能の強化とともに防災拠点の構築を進めると同時に、22年度からの用地先行取得債による償還の実績をもとに事業化による事業債に転換することにより、70%の交付税算入と後年度の負担を軽減していくという画期的な手法として評価をしたいと思っております。

一方、幼保園建設について、現予定地については私自身、当初賛成ではなく、若干の不安要素もございましたが、その問題をクリアしていくこと、平群駅周辺整備事業との関係、広大な土地面積の確保が必要ということでいたし方ないと考えてまいりました。しかし、土地購入予定面積が当初計画より少なくなってしまう、その中でもよりより施設を建設していかなければならない状態とな

っていきましたが、昨年12月議会ではそのことを盛り込んだ補正予算にも賛成してまいりました。

当初よりタイトと言われ、議員個々に早急の判断を迫りながら、少しずつ当初計画から変わってきたのもこれまでの経過でございます。今回も設計がある程度決まり、時間がないと言われながら議会に示されました。私自身その建築計画について、気密性、遮音性、断熱性に優れた鉄筋コンクリートでの計画ではなく、なぜわざわざコスト面でアップする曲線での鉄骨造での計画となったのか。また、動線計画、平面計画においても、建物が曲線であり、運動場が狭い、3歳児が2階の教室計画になっている、避難用の昇降階段が近くになく遠い、職員室から園庭が見渡せない管理上の問題等を指摘したところ、町長からは理想的なやつができるんなら提案していただいて結構ですと言っておきながら、それらの問題を解決した私なりのプラン図面を提案しましたが、その計画図について比較検討することなく、問題点の検討さえされない結果に終わっています。

その上、保護者向け幼保一体化施設の建設に向けての中で、「私を初め、理事者側の考えは現場の意見尊重を優先し、設計過程の節目における判断以外はほとんどと言っていいほど口を差し挟んでいないことを申し上げます」と述べられていますが、本来その言葉は竣工した後、保護者やいろいろな関係者から使い勝手等について喜ばれたとき、「現場職員たちや関係者の努力と知恵の集大成であり、私は特に口を差し挟んでいません」というべきが本来のときであり、残念ながら、後に指摘や不満等の問題が発生したときのための、いまから責任回避のようにも聞こえてしまいます。また、エレベーターについても、使用頻度が余り多いとは思えず、本当に17人乗りが必要なのかも疑問です。

24年9月議会の総務建設委員会でも、私は旧保育所跡地の売却は平群駅周辺整備事業にも鑑み、反対してきた経緯もございます。そのことについては、本当にバイパスの潤いをもたらすものになっていくのかどうか、それぞれが今後見きわめていかなければならないものだと考えていますが、新幼保園については、今後の運営方針や通園、送迎の手段、安全確保など、まだまだこれから決定、解決していかなければならない問題はたくさんありますが、平群町の今後のあり方や平群駅周辺整備事業の円滑な進捗、新しい園舎の竣工を待ち望んでいる保護者や園児のことを考えたとき、本補正予算案に反対をし、いまさら逆行させるわけにはいかないという思いから、また、設計においては細部にわたる心配りで、利用しやすい施設となる設計をしていただくことを期待し、でき上がった建物がそれを利用する人々によって、すばらしい園舎になっていくことを願い、賛成をいたします。

○議長

ほかございませんか。山口君。

○6番

この補正予算については、委員会審議の中でも、また討論でもお話をさせていただきましてけれども、基本的には幼保一体化施設、それから太陽光パネルを中心とする防災施設の建設という中身なんですけれども、一つは幼保一体について、いまそれぞれお二人の議員からも討論ありましたけれども、私も幼保一体化についてはですね、基本的にいまはっきりしないという点もあって、また保護者の理解も納得も得ていないというようなことがあるんですが、この前も言いましたように、事ここまで来てですね、ほかとの絡みもあって、いずれにしても、27年度4月開校せざるを得ない。そういう点から見れば、いまここで既に土地も取得してるということなどもあってですね、そのことについてはこの前述べたとおりであります。そういう点では、いたし方がないというふうに思ってます。

もう一方、この前は言いませんでしたけれども、太陽光発電を中心とする防災施設についてはですね、これはあくまでも施設そのものをどうかということじゃなくって、町が公社から買い戻した用地をできるだけ今後住民に負担をかけないということでの主な事業化ということで、だから新しい事業の中身についてはですね、今議会では余り議論はされていません。そういう点で言えば、今後新しい事業の中身についてはですね、もうちょっときちんと議会でも討論すべきだと。また、そうしていただかなければならないということも述べてですね、この一般会計補正予算についてはですね、賛成をします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第69号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり可決することに決定しました。

窪議員から提出がありました消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）については、軽減税率の導入が決定したためとの理由により、取り下げの申し出があり、許可いたしておりますので、報告させていただきます。

日程第2 発議第12号 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

発議第12号

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年12月19日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

〃 高 幣 幸 生

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書（案）

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められています。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者であり、また、介護予防給付も4,000億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになってきています。

また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっています。

こうした状況の中で、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱を生ずることになります。よって、国におかれては、以下の項目について、十分配慮の上、特段の取り組みが図られることを強く求めます。

## 記

- 1 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
- 2 特に介護給付とあわせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
- 3 これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に直すこと。また、事業の詳細については市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
- 4 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要あり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8番

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただき、意見書の中にも書かせていただいておりますが、現在、介護予防給付について、地域支援事業に移行させることが検討されております。介護予防給付やこれまでの地域支援事業は、市町村の現場で要支援者への取り組みが進められ、介護予防に大きな役割を果たしてきました。こうした状況の中、急激な制度変更は現場の大きな混乱を生じることとなります。よって、事業実施の手引書の作成や先進的な事例の周知などと、現場に十分配慮した取り組みが図られることを求める意見書であります。

以上、簡単ではございますが趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様に御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
続いて、これより討論に入ります。植田君。

○5 番

この意見書（案）は、第6期の介護保険事業計画を視野に入れ、これまでの個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められているとあるように、現在厚労省の社会保障審議会介護保険部会での介護保険制度の見直しの議論が進められています。

150万人もの要支援者の保険サービスを切り捨て、市町村事業として丸投げすることを打ち出されたのを受け、まだ決まってもいない制度改悪を前提とした中身である。また、この間、この制度改悪に対して、全国の市町村が猛反発し、11月14日の社会保障審議会保険部会では、要支援者への保険サービスの全廃の方針を撤回しました。このことから、状況が変わっていることから、意見書の中身がすぐわなくなっていることは指摘をしておきたいと思えます。しかしながら、介護保険の改悪を前提とした意見書（案）であることには変わりがない。それは要支援者のサービスのデイケアや訪問介護、これは給付の約9割を占めています、ここは介護保険の給付から外すというものです。そういうことから、反対の討論をいたしたいと思えます。

そもそも介護保険導入時に何と言って導入したのか。この制度ができれば、老後は安心、必要なサービスは必要なときに受けられるとして介護保険制度が導入されました。国は制度導入で実施前の2分の1の負担を保険制度にかえることで4分の1に減らしてきました。その後、高齢者社会が進む中、当初要介護しかなかった認定に要支援の認定をつくって、介護給付の費用を削減した。そして、さらに要支援の介護給付費を出来高払いから月額での定額払いに変えられてきたことで、利用者がデイサービスや訪問介護などの利用に回数制限が持ち込まれた。その上、昨年4月から訪問介護の生活援助に時間短縮が行われ、利用者などからは深刻な影響が出ているという声も上がっています。本来、予防の段階でしっかりケアすることが介護度の進行を遅らせ、元気で暮らせる社会、長生きを喜べる社会の目的を達成するためには効果的であると考えます。しかしながら、全く正反対の制度改悪がこの間なされてきました。

また、今回の見直しの中身では、既に総合支援事業として市町村の判断で導入を決められている事業を全ての自治体で強制的に押しつけようとするものです。実際、総合支援事業は、要支援者から必要な支援を取り上げることやサー

ビスの質を担保する基準もないなど批判が強く、実施自治体は全国で27自治体、利用者は670人ほどにとどまり、利用者ゼロの自治体もあるということが報告もされています。

そういう意味では、今回の介護保険の改悪に対して、議会にも公益社団法人認知症の人と家族の会や、あるいは奈良ヘルパー連絡会など、利用者、介護従事者双方から反対の声が寄せられています。さらなる介護保険の改悪を許せない立場から、改悪の中身を前提とした今回の意見書（案）については反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。高幣君。

○7番

本意見書について、賛成の立場で御議論申し上げます。

いま、いろんな角度で平群町の状態、情勢を見ていかないといかんと思いません。そういう中で、高齢者はどんどん増えていくこの平群町、これは月次ごと、年次ごとに高齢者が増えていくという、こういうふうな状況の中での介護について、私はやはり懸念を持っておることは確かでございます。そういう意味では、いまこれから国が始めていく第6期の問題についても、よく考えていかないといけないと、そんなふうに思っております。

そういう意味では、地域支援事業については包括的で大きな視点でものを見ていくこと、これが重要ではないかと思えます。現場の市町村においては、この考え方の中で支援事業が必要であります。そういう意味でも新たな支援を導入していくに対しては、地域を考える、そして苦勞への考え方を十分発揮しながら、そしてこの介護保険制度について、さらなる充実化を図っていくような方向性を持つべきだと、こんなふうに考えておりますので、この意見書については賛成を申し上げます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第12号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付すること

に賛成の方は挙手願います。

#### 賛成者挙手

#### ○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第3 発議第13号 給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

#### ○局長

発議第13号

給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年12月19日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを求める意見書（案）

大学など高等教育の学費負担の重さは、充実した学生生活を望む若者の前に立ちふさがる障害となっている。若い世代に不安定雇用が広がるもとで、経済的理由から奨学金を返済できない人も増えている。

政府は2012年9月、中高等教育の無償化を求めた国際人権規約第13条の2の（b）及び（c）の保留を撤回した。これにより、日本は高校・大学など“中高等教育の無料化を目指す国”となった。しかし安倍政権の高校授業料への所得制限導入は、無償化への歩みを後退させるものであり、国際公約にも逆行するものである。また生徒間に分断を持ち込むことや保護者、学校現場の混乱を招くことなども危惧されている。

教育の無償化は、憲法でうたわれた「教育を受ける権利」及び教育基本法における「教育の機会均等」から要請されていることである。主要国では、既に返済の必要のない給付制奨学金が整備されており、その多くで大学授業料の無償化、ないしは低額措置が実施されている。OECD（経済協力開発機構）の調査では、GDP（国内総生産）に占める日本高等教育予算は0.5%と加盟34カ国中、最低水準となっている。



家庭の収入にかかわらず、誰もが安心して学ぶことができるよう教育無償化の取り組みは急務である。

よって政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 高校生、大学生などを対象とした給付制奨学金制度を早期に創設すること。
- 2 私学も含めて高校・大学の学費無償化を段階的に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○5 番

いま局長のほうから朗読をしてもらいました。世界一高い日本の大学の学費、日本の公的奨学金は全て貸与制、借金であります。現在、日本の大学生の5割がこの奨学金を利用しており、その7割が有利子が基本で、大学を卒業した時点で数百万の借金を背負うという状況があります。そういう中、一向に改善しない若い世代の不安定雇用の中、その返済に多くの若者が苦しめられています。お金の心配なく学べる日本にと願う学生や高校生の当たり前の思いを実現するために、返済の必要のない給付制奨学金を国の責任でつくとともに、学費無償化の方向に進んでいくことが必要だと考えます。その意味では、せっかくできた高校無償化の制度を後退させることは非常に残念でなりません。

OECDの加盟国34カ国のうち、授業料が有料でなおかつ給付制奨学金がないのは日本だけです。世界では奨学金と言え、給付制が当たり前になっています。例えば授業料が有料のオランダ、アメリカでは給付制奨学金を受ける学生が全体の6割から7割を占めており、学生の学びを国が支えている状況があります。また、スウェーデンやノルウェー、フィンランドでは授業料が無料の上に、なお給付制奨学金があり、半数以上の学生が活用し、そのほかにも住宅や教科書代への給付、あるいは食事や住宅補助の制度がある国もあります。親の経済状態に関係なく子どもの教育を保障していくことは国の責任において行われるべきものであり、そのことが将来その国の経済を支え、発展させていくことにつながっていくものだと考えられます。

よって、少なくとも教育を保障する水準をOECD並みに早急に改善することが必要なことから、意見書への御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。繁田君。

○11番

提案者の方に2点ほどお尋ねしたいんですが、まず1点目はですね、意見書(案)の中にあります「安倍政権の高校授業料への所得制限導入は、無償化への歩みを後退させるものであり」とありますが、具体的にこれはどういうことがいまなされようとしているんでしょうか。

○議 長

植田君。

○5 番

当初ね、公立高校の授業料については無償化というのがスタートしていました。それを910万円という所得制限を設けて、それ以内であれば、所得を証明するものを相当煩雑にはなると思うんですが、書類を提出すれば、引き続きそのまま公立高校については無償化が継続されると。それがなければ、所得が少なくても、その手続をちゃんと追わなければ有料というか、授業料は無償にはならないということがこれからなされようとしているということです。

○議 長

繁田君。

○11 番

はい、わかりました。910万円の所得制限を設けるということですね。それと、その下の行なんですけれども、「生徒間に分断を持ち込むことや保護者、学校現場の混乱を招くことも危惧されている」とありますが、これも具体的にどういう状況を指すんでしょうか。

○議 長

植田君。

○5 番

私は教育というのは、基本的には全て皆等しく受けれるものだというふうに考えています。そういう意味では、そこに無償の者、あるいはお金を払う者、有料の者という状況をつくるべきではないという問題と、それとやはり相当所得証明を含めて、いろいろ提出する書類などが煩雑になるということで、これについては学校現場にとっても、相当事務的な煩雑な状況が発生してしまうということにもつながると。そういう意味では、そういうことをせずにですね、これまでと同様に基本的には、全ての子どもたちには等しく無償であるならば、それをきちっと保障していくということが原則だということと考えています。そういう意味では、そういう事務的な煩雑な状況が発生するという問題、それと子どもたちの中で自分は無償の対象、あるいは自分はお金を払ってきてるんだという、そういうふうな子ども間の中にそういう状況を持ち込むことは決して生徒の間においてはよろしくないような状況を生むのではないかということ

で、そういうことも学校現場の先生たちからもそういう危惧の声も聞かれているということも含めて書かせていただきました。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。窪君。

○8番

給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを求める意見書（案）には反対の立場で討論いたします。

公明党は、これまでから学生が安心して勉学に励めるよう奨学金制度を拡充してまいりました。多くの学生が利用する日本学生支援機構の奨学金は、現在希望者のほぼ全員が貸与を受けられるまでに拡充されている一方、この貸与型の奨学金は返済が必要なことから課題もあり、新たな奨学金制度として返済の不要な給付型の導入を一貫して求めてまいりました。

そのような中、このたび公明党の主張が実り、来年度より高校無償化の所得制限で生み出された財源により、低所得者世帯を対象にした給付型奨学金制度が創設されることが決定をいたしました。給付型は貸与型と違って卒業後の返済は不要となり、返済の心配から奨学金を受け取るとを諦める学生の問題にも対応ができます。

この意見書は、高校授業料への所得制限導入を反対され、保護者や学校現場の混乱を招く等と主張されていますが、高校授業料の無償化制度に所得制限を導入し、低中所得者層支援などを充実させるための改正高校無償化法が本年11月28日に成立をいたしました。政府は2013年度中に政令で所得制限の基準額を年収910万円以上と定め、2014年度から新制度をスタートさせる予定であります。また、授業料徴収の対象となるのは、高校生がいる世帯の約22%で、新制度は2014年度入学の新入生から適用し、現在在学中の生徒は現行制度が継続をされます。

高校授業料の無償化制度は、導入のときからさまざまな問題が指摘されており、例えば無償化以前から授業料が全額免除されていた低所得者層には恩恵が及ばないことや無償化の財源を捻出するために特定扶養控除が縮減され、もともと授業料が安かった特別支援学校や定時制、通信制高校の生徒がいる世帯で

は負担増を強いられたことなどであります。また、私学に進学した高校の家庭の経済的負担が依然重く、都道府県で支援の状況が大きく異なっていることも課題でありました。

施行後3年を迎えた制度の見直しでは、低所得者層への支援や講師間の教育費格差の是正、特定扶養控除縮減への対応など、一層の支援の充実を図るため、それに要する財源と負担をお願いできる世帯の範囲とのバランスを考慮しつつ、自公両党で協議を重ね、所得制限の基準額並びに教育費負担の軽減のための具体的施策を確認をいたしました。その一つとして、公明党が主張してまいりました給付型奨学金の創設が盛り込まれました。

そのような観点から、給付制奨学金の実現と学費無償化を進めることを求める意見書（案）に対しまして反対討論といたします。

○議長

山口君。

○6番

いろいろお述べでしたけれども、基本的にはね、小中学校は義務教育ですから、当然日本全国どこでも基本的には無料で教育を受けるという、それを諸外国ではですね、高等教育まで引き延ばしているというのが実態で、経済大国と言われるこの日本です、いまだにそれが実現しなかったのが不思議であったと。

政権交代の中で、民主党政権が高校生無償化、いまる述べられましたけれども、所得制限910万がいいのかどうかという議論ももちろんあるだろうし、制限を持ち込むということは、教育の中にそういう所得によってですね、親の要するに経済力によって、いろんな差が生まれることを認めた上での制度なんですね。そうじゃなくて、全体が受けられればですね、それは必要ないわけです。910万以上の人からお金をもらって、それを低所得者の教育に使うと言うのであれば、要するに高額所得者の税金を上げてですね、一般的に利用すればいいことであって、そういうややこしいことをせずに、基本的に現に問題になっている貸与制の奨学金を給付制にするということになればですね、当然親の経済的事情で高校をですね、やめたり大学へいけなかったりということがなくなるわけですから、勉強が優秀な子が結局そういう経済的な理由で教育が受けられない、こういうことが改善される。そのためにも、本意見書はですね、すっきりとしてるわけです。別にいまの高校無償化の制度を、それが一番いいんだというようなことではなくて、さらに要するに日本に生まれたどの子どもですね、大学まで本人が望めば基本的に教育が受けられる、それが大事だということ提案してる。

特に1点目のほうはですね、いま特に国会でもいろいろ余り報道はされてませんけれども、大学卒業してからの借金返しで、御存じのようになかなか就職も正社員でですね、きちっとしたところに勤められない若者が多い中でね、それをなかなか返せない。ましてやそれに対して、延滞金もつきますからサラ金並みですね、お金を払っていかねばならない。そのことでいろいろ問題が起きてるといふところもありますから、1点目はまずそのことをきちんと改善する。

なおかつ先ほど言いましたように、どの子も希望すれば大学まで受けられると。私も子ども3人いましたけれども、一人大学卒業させるのに1,000万かかるんですね。だから、その辺も見ればですね、やっぱりすっきりとやるのが一番いいんじゃないかというふうに思いますので、この意見書はそういうことを出しておりますので、私はそういう意味から賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第13号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第4 発議第14号 安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

発議第14号

安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書（案）  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年12月19日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

安心して介護が受けられるために、介護の拡充を求める意見書（案）

厚生労働省は11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続するとしています。

これは、全国の市町村議会から要支援者を介護保険制度の給付対象者から外し、市町村の支援事業に委ねるとした介護保険制度の理念を壊しかねない制度変更により市町村の財政上、事務上の負担も含め軽視できないとの立場から意見があがったことや、介護関係者から介護の質の低下を招き、自治体間でのサービスに格差が生じるとの懸念の声が広がる中で見直されたものとする。

しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%に当たり、要支援者外しの本質は変わっていない。

また、介護の担い手が不足している事態は地域包括ケアを進める上で最大の課題である。介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度については「経済的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされている。超高齢者化社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いているなど、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」を食いとめ、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保に向け、賃金改善など処遇改善が不可欠である。

よって、政府においては下記の事項について対策を講じるよう要望する。

- 1 要支援者のサービスは、これまでどおり介護保険で行うこと。
- 2 介護が魅力ある職種となるために、介護保険財政への国庫負担を増やし介護職員の処遇改善を行うこと。
- 3 2割への利用率引き上げは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○ 5 番

先ほど発議 1 2 号の反対討論のときにも述べましたが、第 6 期の介護保険の見直しに当たり、介護予防の大幅な改悪、平群で言えば、約 7 0 % 以上に当たる要支援の方々の訪問介護と、あるいは通所介護が保険給付の対象から外されます。そして、市町村の支援事業に丸投げされると、こういう介護の大改悪が行われようとしています。さらなる保険あって介護なしの制度へと突き進むことに、こういうことが行われればなるということです。地域支援事業となれば、事業費の上限が決められ、そのサービスを維持するためには一般財源からの繰り入れや、あるいはボランティアに委ねるなど、介護の質という点でも維持することがかなり困難になると。いま介護保険からの要支援外し反対、保険給付の継続を求める意見書を可決する地方議会が全国で広がっています。県下でも山添村と大和高田市で可決をされています。

先ほども言いましたように、今議会にも奈良ヘルパー連絡会、あるいは認知症の人と家族の会から意見書の中身にもあるように、これまでどおり、要支援者のサービスは介護保険で賄ってほしい、あるいは職員が生き生きと仕事ができるような基本的な安定的な、いわば介護職の給料が支払われるような状況にしてほしい。それと、2 割への利用料の負担は上げないでほしいと、こういうふうなことが言われています。高い保険料を払いながら、必要とするサービスが受けられない、あるいは利用料の負担増でサービスを減らさなければならぬなど、利用者の立場から安心して介護が受けられる制度であること、また介護職員の方々にとっては、介護の仕事が安定した生活が保障される職種になることが必要なことから、この意見書に御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。高幣君。

○ 7 番

ただいまの発議 1 4 号について、私は反対の立場で一言申し上げます。

まず、この問題というのは非常にややこしい話でございます。常に改善していかなければならない問題であることは十分認識しております。また、近隣町

においても、やはり同じような議論が出されているというふうにも聞いております。そういう中で、私は先ほど発議12号でしたか、私が賛成の立場で提案者の窪和子さんと一緒に提出いたしておる関係もありますし、また、やはり大事なことというのは常に見るということ、それから常に市町村を中心でも見てもらうと、この辺のことだと思っております。

そういう意味では、本意見書14号については、その立場上、私の先ほど12号の立場もございますので、反対を申し上げます。

○議 長

山口君。

○6 番

さっきのとはちょっと中身違うと思うんですけどもね。基本的には介護保険料が、特に1号被保険者、これはきょうは保険料ではないですけども、1号被保険者についてはですね、年金がこの12月15日支給分から1%削られる。また来年4月、その次の年の10月と2.5%削られるということがもう既に決まっていますね、政府は進めているわけですけども、そういう中で、一方です、介護保険については3番目にありますように、いまの利用料1割をですね、2割に引き上げようという動きもあるわけです。それではまさに保険あって介護なしというような状況にもなりかねませんし、それを改善していくためにもですね、この意見書にあるようにですね、これまでどおり、要支援者についてもですね、介護保険を行うこと。それから国庫負担をですね、やっぱり保険になってから減らしてありますから、それをしっかり国のほうが持つこと。そのことが介護運営をしている市町村にとってもですね、プラスになることですから、ぜひですね、国のほうにこういう意見書を上げるというのは非常に大事だというふうに思いますので、そういう意味から賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第14号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。



賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。本案については否決です。

日程第5 発議第15号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）  
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

発議第15号

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年12月19日

提出者 山口昌亮

賛成者 植田いずみ

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

自民・公明の政権与党は、特定秘密保護法を衆参両議院において十分な審議も尽くさず、国民の過半数が反対し、7割8割が慎重審議を求めていたにもかかわらず、その声を無視するがごとく強行採決を行った。議会制民主主義を踏みにじる行為であり到底許されるものではない。

この法律の定める指定の対象となる情報の範囲は、非常に広範であり無限定に等しいものである。また特定秘密を指定するのは情報を保有する行政機関の長であり、政府の都合であらゆる情報が隠蔽される。まさに国民の知る権利を奪い去る稀代の悪法と言わざるを得ない。

特定秘密とされた情報の漏えいに対しては、最高刑で懲役10年、1,000万円の罰金という重い刑罰が定められている。また漏えいの未遂犯も処罰され、漏えいの教唆、共謀、扇動行為なども広く処罰の対象となる危険性が大きい。これにより、国民への有益な情報や不正事案に対する内部告発などに委縮効果が甚大に働き、結果的には国民が不利益をこうむることになりかねない。

また、秘密を取り扱う者やその関係者に関する活動歴・経済状態・傷病の有無など極めて高度なプライバシー情報について、調査・監視を行い差別・選別を可能とする適正評価制度の導入がなされようとしている。これらの行為は、国民の思想信条の自由やプライバシー権を著しく侵害するものであり、基本的人権を著しく踏みにじるものである。

国民が国家権力を監視し憲法の理念と規定に沿った社会の実現は民主主義の基本である。

権力者が自由に情報を隠蔽し、情報操作を行うことは民主主義の根幹を揺るがす事態を招くものである。

よって、憲法の基本原則である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を侵害する「特定秘密保護法」は直ちに撤廃することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○6番

この特定秘密保護法についてはですね、この間、臨時国会では一番の焦点になった問題ですから、御存じだと思いますが、どのような世論調査でもですね、賛成が少数で反対のほうが多いですね。また、拙速に進めるなというような、慎重にという世論調査がですね、8割を超えるという状況が各紙に紹介をされていました。特にマスコミ各社初めですね、多くの学者、文化人、それに著名人なども含めて、これ、ここ戦後では60年安保以来ではないかと言われるぐらい多種多彩な団体や人たちが反対の声を上げたと。そのことだけでもね、この法律を成立させた政府の責任は非常に重いというふうに思うんですけども、ここの意見書にもありますように、我が国はいま民主国家と言われている中で、その民主国家では、当然情報は国民に基本的に知らせる、これが基本だというふうに思うんですけども、それとは相入れないものだというふうに考えています。

そして、その先にあるのはですね、これもさまざまな新聞や憲法学者を初めですね、指摘されてきましたが、戦前のもですね、再現に近づくのではないかという危惧までですね、出されています。もう既に法律は通りましたけれども、まだまだ運動は続いていますし、やっぱりこれをぜひともですね、撤廃させたいという運動が、これまでは廃案ということでしたけれども、通りましたので、撤廃をという運動も進んでいます。

この意見書をですね、この平群町議会を通すことが、私は多くの平群町住民の願いを国会または政府に届けるというふうになるとおもいますので、そういう意味からも、ぜひ賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。戎井君。

○2番

発議第15号には反対の立場で討論をします。

稀代の悪法と断定される法案、またいま提案者のほうから御説明のあったように、NHKを除く全マスコミ、それから有識者とか何とかという方が皆、この法案については批判的、あるいは反対。そういう法案を擁護する討論をすることは大変勇気がいるんですけれども、ここに強行採決をやったんで議会制民主主義を踏みにじる行為、議会制民主主義は確かに少数意見を大切に、よく議論をするという手続を踏むことは大切でありますけれども、その手続が不十分であったとはいえですね、あるいは拙速であったということも否定はいたしませんけれども、国民の多数が選んだ制度がですね、法にのっとりた手続で議会で議決をして法案となったものをですね、それに反対だからといって撤廃をやったんでは、これもまた逆に言うと、民主主義を否定しててんじゃないかということになりかねない。なるとは言ってません、なりかねない。慎重であるべきだと思います。

それから、安倍総理ももっと丁寧に説明すべきであったという反省をしているんですけども、私たちももっと丁寧に慎重に議論をしてほしかったし、審議をしてほしかったという気持ちは確かにありますけれども、所定の手続を踏んで採決をされて法律となったものでありますから、これは国民としては従わなければ仕方がないのではないかというふうに思います。その点がまず一つです。

私は、この中では奥田さんに次いで高齢者でございまして、終戦の年、小学校の3年生だったと思うんですけども、だから子ども心なりに戦前のマスコミの国民を扇動するやり方というのは覚えております。だから、いまNHKを除く各マスコミがこぞってこの法案に批判的、あるいは反対、あるいはいろいろな心配事を書いてますけども、じゃあ、あなた方は戦前の反省はどこへ行ったんですかと。軍部のお先棒を担いで国民を先導したのはあんた方じゃなかったんですかと私は言いたい。いまのマスコミのやり方は全く公平を欠いていると僕は思います。確かに、この法案に賛成する人の国民は少数かもしれませんが、しかし、マスコミというのは大多数がそういうことを言ってるからといって、その意見ばかり取り上げて、毎日毎日報道するというのはいかがなものか。

何ですか、世論調査ですか、かなり意図的にやっていますよ。そんなもん何ぼでも結論を操作できるんです。そういう操作ができるということは、確かにこの秘密保護法のほうでも言えることなんですけどね。私はいまのマスコミのやり方についてもものすごく憤りを感じています。

最後に申し上げますけども、特定秘密保護法というこの法律は、先進国どころか世界中で常識のことになってるんです。資本主義国でも社会主義国でも、日本以上、この法律以上に厳格な法律をつくってる国ばかりなんです。日本は世界の水準にやっと追いついたというのが本当のところなんですよ。そういうようなもろもろのことを込めて、この意見書に反対します。

○議長

植田君。

○5番

この意見書については賛成の立場から討論いたします。

提出者のほうからもありましたが、安倍内閣と公明党の両党は、国民世論を真っ向から踏みにじって暴挙に暴挙を重ね、秘密保護法を国会で強行成立されました。秘密保護法は政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に特定秘密と指定することができます。そして、そうなれば、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律です。何が秘密かは秘密だとして国民の知る権利が奪われ、秘密を知らないまま秘密に近づけば、一般国民までもが厳しく罰せられる、そういう中身であります。国会の国政調査権や議員の質問権さえも侵害されることになります。また、第三者機関なるものをつくったとしても、この法律の危険性は何ら変わるものではありません。しかも、国民生活に多大な影響を与える法案を法案提出から、わずか1カ月余りの審議時間で衆参合わせても70時間にも満たない、これまでにない短時間での強行採決を行いました。このような議会制民主主義を否定する、破壊するようなやり方はこれまでにはなかったことです。

秘密保護法の審議に対して、国民の8割を超える方々が不十分との声が上がっていました。この秘密保護法に関しては、日弁連や鳥越氏、あるいは田原氏などの著名なジャーナリスト、ノーベル賞の受賞者である白川氏や益川氏を含む分野を超えた著名な学者も呼びかけ、成立後も秘密保護法を認められないとする学者は3,500人を突破しているという状況があります。また、女優の吉永小百合さんや大竹しのぶさん、俳優の菅原文太さんなども反対の声を上げています。そのほかにも映画監督の宮崎駿さん、作家の高村薫さんや室井佑月さん、瀬戸内寂聴さんなども、本当に幅広い分野での方々から反対の声が上がっているということは、まさにこれは全ての国民に対して、この秘密保護法と

いうのは大変大きな国民生活を縛ることになる、あるいは必要な情報は国民に入らなくなる。そういう危険があるからこれだけ多くの方々が反対の声を上げているわけです。国民全てを対象にした国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんする違憲立法であるからです。

昨今、これ以外にも、安倍政権は武器輸出の三原則を見直す動き、あるいは17日の閣議決定した国家安全保障戦略など戦争する国づくりへかじを切ろうとしている。そんな中、この秘密保護法が施行されれば、まさに国民には何も知らされなくなる。いつか来た道は決して許さない立場から、今回の秘密保護法を撤廃すべきものであることから、この意見書には賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。繁田君。

○11番

発議第15号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書(案)については、賛成の立場で一言討論をさせていただきたいと思います。

閉会しました先の国会で、この法案の質疑をされていた議論を見るにつけてですね、私は二つの相對する對極にある事件を思い出したわけなんです。まだ情報公開法が成立する前だったと思うんですけども、薬害エイズの裁判におきまして、菅直人さん、そのときは当時は厚生大臣でありました。厚生省の役人がロッカーの奥深くに秘匿していた資料を菅大臣が出せということで、その裁判に当たって資料を全部開示をさせたことがありました。これによって、薬害エイズの裁判は非常に進展をいたしました。不本意ながら、輸血によってHIV感染をさせられた方々の権利が、そのことによって大きく保障されたのは事実であります。当時の帝京大学の安部教授だったと思いますが、この方たちがいかにずさんなことをやっていたかということも世間に公表をされまして、非常に大きな指弾を受けたということは記憶に残っております。あるいはまた佐藤栄作元首相、この方、どういうわけか知りませんが、ノーベル平和賞を受けておられますが、平和賞を受賞した理由の一つに、日本が非核三原則を堅持したということが挙げられておりました。ところが、後々情報が開示をされるに当たって、この非核三原則が守られていなかったということが明らかになっております。横須賀にエンタープライズが核を搭載したまま入港したということがはっきりとわかりました。このように、情報を秘密にする、秘匿にするということは、国民の生命や財産にかかわる大事な問題を隠すことであり、国民にとっては大きなマイナスになってくると思います。

このことは、先ほど植田議員も述べられたように、国会での議論すらできな

いという状況を生んでしまいます。先の参議院議員の特別委員会での議論を見ましたけれども、福島瑞穂参議院議員が森まさこ担当大臣に対して非常に厳しい質疑をしておりました。その中で、国会議員が国会の中でこの資料を出せ出せと言ったことすら、それすらもう犯罪の対象になると。検挙をされる、事務所も家宅捜索をされるということになってくるわけですね。これはやっぱり国会議員に対する活動の制限というよりも、権利を剥奪するような重大な内容を含んだ法律であります。

確かに、国家における機密というか、外部に漏れては困るような情報も確かにあると思います。しかし、これがその秘密に値する情報であるということを決めるのは、非常に慎重な議論を行って決めなければなりませんし、第三者による検証というふうに、安倍首相は法律が成立した後、何か記者会見で言っておりましたけれども、誰が決めるのかということも曖昧であるし、第三者機関における権限も曖昧であるし、誰がどういう人を第三者機関の委員として任命するかも明らかにはされていません。こんなままでこの法律がまかり通ることになれば、日本はそれこそ憲法の本質に反して言論の自由がなくなってしまうのです。ですから、一旦この法律は撤廃をし、改めて議論をするのであれば、私はそれはそれなりにいいのではないかというふうに思います。

そのような立場から、この意見書については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○ 議長

ほかございませんか。高幣君。

○ 7 番

発議 15 号については、反対の立場で討論をさせていただきます。

国際社会のあるいは国際世界におけるこの問題というのは、どんなふうに見ているかと、こういうことです。各国いろいろとお考えがあると思いますけれども、私はこの法律の原点というものを十分考える必要があると思います。今回の意見書の提案趣旨では、政府のあるいは与党の強行というふうなお話もございましたけれども、私はやはり国民の権利をどう守っていくかということは、これは重要なことであると、こんなふうに思っています。国民の利益というのはどんなものか。皆さん方、先ほども戎井議員がお述べになったと思いますけれども、第二次世界大戦というこの時期、戦中戦後というのはどんな状態であったか。これをよく考えないといけないことは当然だとは思いますが、しかし、我々は国の安全ということ、国を保障するということは国民としては絶対的な問題であると、そんなふうにかんじます。

やはりいま世界の環境というものは、いろんな情報が走ってるわけです。比

較的近いところと言えば、中国問題、朝鮮問題、北朝鮮問題、我々に近いところでは尖閣諸島の問題、いろいろございます。そういうふうな状況の中で、政府与党は何を考えてこれを出したかと申しますと、多分、安倍総理が言ったセリフをちょっと代弁させていただきます。政府は世界の基準と世界の常識を見て法律化をしておりますと、こういうふうに安倍総理は記者会見等でお述べになっております。やはりそれは大事なことだと思います。世界の基準、そしてまた世界から日本に情報を得られる体制もとらなければならない。これが大きな課題であります。

そういう意味では、この特定秘密保護法については種々問題があるというふうに皆さん方おっしゃる方もいらっしゃいますが、でも本当の原点は何かと言うと、自分たち国民が常に安全で生きていけること、それを保障してもらえることだと私は思っております。そういう観点から見て、これからもこの特定秘密保護法については、法律から次、政令とかいろんなところへ入ってくるわけですから、そういう観点の中で整理をされながら、国民の皆さんに理解を得られるというふうな方向に向いていくと思っております。

そういう意味で、この撤廃については、私は反対をせざるを得ないと、こんなふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第15号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。本案については否決です。

続きますして

日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りをいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

#### ○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。はい、町長。

#### ○町長

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきまして上程させていただきました案件につきましては、慎重な御審議をいただき、すべて可決いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、ことしも1年間、町政へのさまざまな御提言や御指導、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございました。

本町は、平成22年度におきまして7年ぶりに赤字団体を脱し、平成24年度まで3年連続の黒字を維持しているわけではありますが、一昨年23年度には、実質単年度収支で赤字を出し、さらに昨年度24年度には土地売払いにより、かろうじて実質単年度収支の黒字を確保するという厳しい財政運営を行っている状況であります。今議会で平成21年に用地先行取得債で取得いたしましたスポーツセンター用地の8億4,400万円の事業化によりまして、防災機能の強化を図るだけでなく、財政的には償還の平準化が図られました。加えまして、70%の交付税算入が受けられることになりまして、非常に大きな財政効果が実現できることになりました。

しかし、一方では、平成27年度から平成24年度に発行した第三セクター改革推進債約18億7,600万円の償還が始まります。また、幼保一体施設の建設費の償還も始まりまして、財政健全化指標であります実質公債費比率、あるいはまた将来負担比率も上昇傾向にあります。財政状況は極めて厳しいものがございます。そのような中、さまざまな行政需要も増すばかりでありまし



て、課題は山積いたしております。今後のまちづくりにおきまして、財政シミュレーションに基づきまして、短期の取り組み、あるいはまた中長期の取り組みに分けて計画していかなければならないというふうに考えております。

今後におきましても、国、県の情報をいち早く収集し、効率的な財政運営を図ることはもちろん、さまざまな角度から知恵を結集し、一刻も早く財政基盤を確立し、町民の皆様に安心して住んでいただける、未来に明るい展望が開けるようなまちづくりに向けまして、全職員一丸となって邁進してまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、今後におきましても、御理解と御協力を賜りますようお願いする次第であります。

来年が本町にとりましても、議員各位にとりましても、明るい希望に満ちた1年になりますよう祈念し、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成25年平群町議会第5回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時27分)